

ジュニアリーダー 研修指針 第3版



厚木市健康こどもみらい部青少年課
厚木市青少年指導員連絡協議会

令和6年4月

1 はじめに

ジュニアリーダーの育成には、行政及び地域の育成者の関与が不可欠であり、ゲームやレクリエーションダンスの習得はもとより、コミュニケーション技術、心のふれあいや地域における伝統などを学び、大人と子どもの架け橋としての役割と、子ども達の見本としての自覚の発芽と育みが望まれる。

また、これらの活動の趣旨を保護者が理解し、家庭・地域・行政の相互理解により、学びと育成の環境づくりを推進していくことが必要である。

なお、本指針は、ジュニアリーダーの育成について、まとめたものである。

2 ジュニアリーダー活動とジュニアリーダーを取り巻く状況

ジュニアリーダー活動は、様々な分野へ様々な支援をすることが多いことから社会貢献度が高く、また本活動を通じ、思春期の青少年が様々な経験とコミュニケーションの中で精神的な充実感を得ることは、大人への成長に良い影響を与えるものであり、活発な活動が望まれるところである。

ジュニアリーダーの活動は、中学1年生から高校2年生までの間、学校の余暇を利用し、自主的な事業の企画及び運営や、地域の団体（子ども会、自治会等）などからの依頼による事業の企画及び運営、市からの依頼による事業及びイベントへの補助的役割を行う集団である。

しかしながら、近年、授業時間の増加や、部活動、塾等へ通う生徒の増加などにより、生徒の余暇時間は減少し、ジュニアリーダー活動に充てる時間が減少している。

3 指針策定の目的

ジュニアリーダー活動における時間的な制限がある中で、いかに研修を効率的、効果的に行い、またジュニアリーダー本人だけでなく、保護者の理解を得ることが必要であることから、現在実施しているジュニアリーダー育成等に係る研修をまとめ、今後における研修のあり方についての検討や、保護者等へのジュニアリーダーの育成方法の取り組みの方向性を確立し開示することとする。

4 研修における行政及び青少年指導員の役割と関わりについて

厚木市としては、各地区のジュニアリーダーの全体的な技術の向上を図るため、基礎及び段階的な成長を促進させる総体的な研修を実施する。

青少年指導員は、市の意向に則した研修の実施主体となり、また地域において、独自の研修会を企画運営することができる。

5 研修種類について

研修の種類は、次のとおりとする。また、全ての研修会の参加については中学校区の代表相談役への報告を要する。

(1) 市主催

- ・カウンセラー養成研修会（宿泊）
- ・広域交流研修会（日帰り1日）
- ・スキルアップ研修会（宿泊・夏季2回開催）
- ・地区代表者研修会（宿泊）

(2) 厚木市青少年指導員連絡協議会主催

- ・冬季スキルアップ研修会（日帰り1日・冬季）

(3) 厚木市ジュニアリーダーズクラブ自主研修会

（青少年課・厚木市青少年指導員連絡協議会共催）

- ・カウンセラーゲーム研修会（日帰り1日）
- ・ゲーム・レクリエーション研修会（日帰り1日）
- ・宿泊研修会（宿泊）

(4) 地区研修会（各地区ジュニアリーダーズクラブ及び各地区代表相談役主催）

- ・各地区の方針による研修会を実施

6 研修会の目的及び要件（市主催研修会）

研修会については、次のとおり定める。

(1) カウンセラー養成研修会

ジュニアリーダーの指導者としての心構え及び知識と技術を習得することで、ジュニアリーダーのあるべき姿を理解し、地区の後輩ジュニアリーダー達の指導者となり、またスキルアップ研修会の講師としての技術を身につけることを目的とする。

なお、本研修への参加には、ジュニアリーダースキルアップ研修会初級コース及び中級コースの受講歴、及び中学校区の代表相談役の承認を必須とする。

(2) 広域交流研修会（日帰り1日）

他市町のジュニアリーダーと合同で研修会を行うことで、他市町の活動状況を知り、お互いの交流を深め、ジュニアリーダーとしての意識や技術の向上を目的とする。

(3) スキルアップ研修会（宿泊・夏季2回）

ジュニアリーダーとしての知識・技術を身に付け、地域活動においてジュニアリーダーとしてのさらなる活躍のため、スキルアップを図る。また、本研修に二つのコースを設置し、ジュニアリーダーとしての熟練度・学年に応じて受講する研修の内容を変えることにより、研修の効果を上げる。

なお、本研修の講師はカウンセラーとする。

【初級コース】

ジュニアリーダーとしての知識と技術を習得し、子ども会などの地域活動において、主体的に活動できる初級ジュニアリーダーを養成することを目的に、基礎的な内容を学ぶ。

【中級コース】

ジュニアリーダーとしての知識や技術を活用し、子ども会などの地域活動において、中核となって参画及び活動できる、中級ジュニアリーダーを養成することを目的とし、発展的な内容を学ぶ。

また、段階的成長を図る観点からも、本コースの受講は、初級コースを受講していることを要件とする。

(4) 地区代表者研修会（宿泊）

各中学校区のジュニアリーダー活動を活発に展開するため、次年度の会長及び副会長候補となるジュニアリーダーが必要な知識と技術を習得するとともに、中心的に地区活動をリードできるジュニアリーダーを養成することを目的とする。

なお講師はカウンセラー、進路の決定している高3ジュニアリーダーOBOG、及び青少年課が承認した者とする。

また、本研修の参加には中学校区の代表相談役の承認を要する。

版数	発行日	改訂内容
第1版	平成26年3月	初版発行
第2版	令和2年9月	団体育成部会廃止とジュニアリーダー育成委員会設立に伴い、本文を修正
第3版	令和6年3月	研修計画の見直しに伴い、本文を修正